

○ 自動車運転事故職員の懲戒等に関する基準

平成 12 年 11 月 1 日
基準 第 1 号

改正 平成 22 年 11 月 1 日基準第 1 号

(通則)

第 1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）の規定に違反した職員並びに法第 72 条第 1 項に規定する交通事故を発生せしめた職員に対する地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定による懲戒処分に関しては、この基準により処分を行うものとする。

(処分の基準)

第 2 処分する場合の基準は、原則として別表のとおりとする。

(処分の加重、軽減等)

第 3 第 2 の規定する処分の基準については、事故発生 of 具体的状況に即し、かつ、次に掲げる事項を勘案して、その処分等を加重し、又は軽減できるものとする。

- (1) 組合に与えた損害の程度
- (2) 公安委員会の行政処分の有無
- (3) 懲戒・刑事処分の有無
- (4) 事故の回数
- (5) 正常の勤務状況
- (6) 相手方の過失の程度
- (7) 本来の業務が運転業務であるか否か
- (8) 管理監督職員であるか否か
- (9) 事故報告の有無

(監督者等の責任)

第 4 運転者に飲酒を教唆した職員は、酒気帯び運転の処分基準に準じて処分を行うものとするほか、別表に掲げる違反職員の監督者及び関係職員についてもその責任に応じて処分の対象とするものとする。

(特例)

第 5 この基準に定めるもののほか、この基準によりがたいものについては、そのつど決定するものとする。

附 則

この基準は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第2、第4関係）

過失区分	事故の程度 違反の種類		人身障害			物損	自損のみ	無損傷
	法の根拠		相手方を死に至らしめたとき	相手方に重障害を与えたとき	相手方に傷害を与えたとき	相手方の財産に損害を与えたとき		
酒気帯び、酒酔い運転 (法65条)			免職	免職	免職	免職	免職	免職
重過失	法第22条	最高速度違反	免職	免職又は停職	免職又は停職	免職又は停職	停職又は減給	減給又は戒告
	法第64条	無免許運転						
	法第72条	ひき逃げ あて逃げ 運転						
過失	法第62条	整備不良 車両の運転	停職	停職又は 減給	減給	減給	戒告又は 訓告	
	法第66条	過労運転						
	法第70条	安全運転 義務違反						
	法第71条	運転者の 遵守事項 の違反						
	その他の違反							

備考

- 1 「相手方を死に至らしめたとき」には、事故後24時間以内の死亡を含むものとする。
- 2 「重障害」とは、概ね30日以上入院治療（入院治療をしないが、同程度と認められるものを含む。）を要する障害（事故後24時間経過後に死亡した場合を含む。）をいう。